三十一　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

改正後

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］		
5	削除	
［6～10　略］		
11	削除	
［12～28　略］		
29	削除	
［30～38　略］		

［2～5　略］

改正前

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　同左］		
5	(1)　神奈川県横浜市西区みなとみらい４－７－３　(235.80) (2)　神奈川県横浜市南区宮元町２－28－１　(34.30)	北緯35度27分19秒東経139度37分37秒の地点と北緯35度26分04秒東経139度36分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～10　同左］		
11	(1)　茨城県筑西市乙472－１　(99.30) (2)　茨城県筑西市寺上野字鶉田1078－１　(69.20)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度15分25秒東経140度00分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［12～28　同左］		
29	(1)　栃木県矢板市長井字長久保2581－52　(558.70) (2)　栃木県矢板市片岡字富士山1881－１　(239.20)	北緯36度50分56秒東経139度51分07秒の地点と北緯36度50分50秒東経139度51分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度50分48秒東経139度51分16秒の地点と北緯36度46分17秒東経139度55分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［30～38　同左］		

［2～5　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十二　平成二十八年総務省告示第二百三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

改正後

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	削除	

改正前

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県土浦市川口１－１－22　(83.90)	北緯36度04分51秒東経140度12分05秒の地点と北緯36度04分58秒東経140度13分06秒の地点を結ぶ